

28年12月1日  
No.129



ねりま西

# 青色だより

発行

練馬西青色申告会

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

## 署長講演会



あるということ、(署長はまだ食していないということ)。俄然食べられたらどうですか? 続いて、恐るべし靈感商法のお話、手作り

11月11日(金)当会の臨時総会の後に、練馬西税務署 小川峰夫署長講演会を開催しました。満席の参加者を頂きました。冒頭には、市原第一統括官が「今日の午前中査察に入つて一億円を回収してきた」という一億円の重さの体験(10kg)から始まり、会場は盛り上がりムードに包まれました。小川署長は、千葉県館山市のご出身で、千葉は食材が豊富ですが、なかでも、一個5,000円もする「種なし房州びわ」が

## 練馬西青色申告会臨時総



納税者への便宜を現在以上に図る目的をもつて、公益性の高い一般社団法人へと進化する決意を固め、臨時総会において、組織変更の件、審議しましたところ、

## 臨時総会開催

任意団体から一般社団法人への組織変更の件、全員一致で可決承認されました。

## 練馬西税務署 署長講演会開催

税を考える週間の初日に

11月11日(金)午後3時から練馬区立勤労福祉会館二階大会議室において、かねてより研究をしておりました小規模事業者及び

全員一致で一般社団法人への移行が可決承認されました。

今後の予定としては、平成29年4月11日(火)に登記を予定、同年5月25日(木)任意団体解散、同日に一般社団法人設立総会を開催予定としております。会員の皆さまには、社団化しましても、今までの練馬西青色申告会の会そのものは存続しますし、会員の立場も一切変わるものではありません。今まで通りのサービスを受けることができますので、ご安心ください。

のペットボトル持参でこちらもいいお話でした。続いて、小菅(葛飾区)の留置場へ調査に行つたお話、持参できるのは、メモ書きとえんぴつくらいで、マスキに注意しなければならぬお話等、なかなか体験できないお話を頂きました。最後には、株取引きのぞつとする裏側のお話や、絶対損をしない方法等、多岐に亘つたお話で、皆さん夢中になって聞き入っておりました。一時間があつたという間で、とても充実したひとときでした。公務ご多忙のなか快くお引受け頂きました小川署長には、感謝の気持ちでいっぱいです。また、お手伝い頂きました市原第一統括官、並びに田口上席調査官、そして、お忙しいなかご参加くださいました皆さまに深く感謝申し上げます。 高橋

## 納税表彰式

11月16日(水)平成二十八年度納税表彰式が勤労福祉会館で執り行われました。

当会から、練馬西税務署長表彰受彰者二名、感謝状受彰者三名、計五名の方が受彰されました。

### 練馬西税務署長表彰

田中文雄 殿  
山田明美 殿

### 練馬西税務署長感謝状

石井伸行 殿  
駒澤孝信 殿  
櫻井軍治 殿

また、受彰者を代表して当会の田中文雄殿が謝辞を述べられました。受彰者の皆さまおめでとうございます。今後の益々のご活躍を期待しております。



右から青木会長、石井副支部長、駒沢副支部長、山田支部長、小川署長、櫻井副支部長、市原第一統括官、田中支部長

熊本地震被災者義援金を熊本県東京事務所へ持参しました。皆さまの暖かいご支援ありがとうございました。

この度の熊本地震被災者義援金は、会員の皆さまから、1,546,070円をお預かりさせていただきました。お預かりしました義援金は、熊本で被害に遭われました(株)千興ファーム代表取締役菅浩光様、同係長倉光敏行様の仲介で、11月16日(水)当会青木会長が、都道府県会館(永田町)の中にある熊本県東京事務所所長渡邊純一様にお渡しすることができました。当会の義援金が、熊本県復興の一助となりますことをお祈り致します。

ご支援いただきました会員の皆さまには、この紙面をお借りいたしまして深く感謝申し上げます。

尚、ご参考までに大幅割引き「九州ふっこう割」熊本県クーポンを利用して、この機会に熊本県を旅してみても、いかがでしょうか!



右から(株)千興ファーム倉光係長、同菅社長、青木会長、渡邊所長、高橋事務局長

## 確定申告等の準備のお願い

まもなく確定申告の時期になります。

青色申告会事務所をご利用になる際は次の点にご注意ください。

### ★マイナンバーの記入

平成28年分以降の確定申告書には申告者本人、配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族、事業専従者となる方のマイナンバーを記入することになりました。

なお、確定申告書を提出する事業主は次の書類をご持参下さるようお願い致します。

- ・マイナンバーの通知カード
- 又はマイナンバーカード
- (コピー)
- ・免許証や住民基本台帳カード、パスポート、健康保険証などの身分証明書(コピー)

### ★満期保険金がある場合

生命保険金や損害保険金が満

期となった場合は、受け取った満期保険金、今までに支払った掛金又は保険料を記載した書類をご持参ください。

書類が手元にならない場合はその書類を満期になった保険会社から取り寄せるかその金額を調べようようお願い致します。

### ★公的年金等

日本年金機構等からの公的年金等の源泉徴収票は毎年1月の末日頃に送付されますので、その源泉徴収票をご持参ください。

### ★社会保険料控除等

次の控除を受ける場合にはこれらの支払いをした旨を証する控除証明書をご持参ください。

- ・国民年金保険料等(国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入者として負担する掛金)の控除
- ・小規模企業共済等掛金控除

- ・生命保険料控除(新生命保険料、旧生命保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料、介護医療保険料)
- ・地震保険料控除

なお、国民健康保険料は従来通り平成28年分の支払額を正確に計算してあれば、その支払いをした旨の書類を添付する必要はありません。

### ★消費税課税事業者の有無等

平成26年分の課税売上高が一千万円を超えている方は、平成28年分の確定申告で課税売上高が一千万円以下である場合でも課税事業者になりますので平成27年分、26年分、25年分の決算書・所得税確定申告書・消費税の確定申告書を必ずご持参ください。

課税売上高には次の金額が含まれます。

- ・商品や製品の販売代金
- ・請負工事代金、サービス料等
- ・貸店舗や貸事務所の賃貸料
- ・業務に使用している建物、車両、機械、パソコンなどの減価償却資産の売却代金

### ★簡易課税を選択してる方

簡易課税を選択している方で2つ以上の業種をお持ちの方はその年分の課税売上の内訳をその業種ごとに区分して記帳しておいてください。

### ★納付した又は還付を受けた消費税の処理

平成27年分の消費税の確定申告で消費税の確定申告書を提出した方は次の点にご注意ください。

- ・納付した消費税額で平成27年に未払金処理をしていない場合には、平成28年分の経費(租税公課)となります。
- ・還付を受けた消費税額で平成27年に未収金処理をしていない場合には平成28年分の収益(雑収入)となります。

納付した又は還付を受けた消費税額の記帳処理をしていない会員が多く見受けられますのでご注意ください。

### ★会計ソフトの使用者に対するお願い

会計ソフトを使用されている方は会計ソフト使用による決算

書の作成時間を迅速にするため、USB又はFDなどの記録媒体にくわえて、仕訳帳、現金出納帳、決算書(損益計算書や貸借対照表のことをいいます。)の1ページから4ページまでをプリントアウトしたものをご持参ください。

### ★税金の還付を受ける方

還付される税金の振り込まれる銀行名、支店名、預金の種類、口座番号を調べてください。

### ★源泉徴収税額表の使用

平成29年分の各月分の給与等に対する源泉徴収税額を求める際には必ず「平成29年分の源泉徴収税額表」を使用し、平成28年分以前の源泉徴収税額表は使用しないようお願い致します。

### ★事務局からのお願い

決算相談時間は1人45分とさせていただきますのでご理解のほどお願い致します。



## マイナンバー・税務講習会開催

平成28年10月27日(木)・28日(金)の2日間に渡り青色申告会館にてマイナンバー・税務講習会を開催しました。

参加者は27日が18名、28日が15名と多くの方にお集まりいただきました。

講師は練馬西税務署個人課税第1部門の田口上席調査官にお務めいただきました。

講習内容は前半がマイナンバーについてのお話、後半が平成28年分所得税改正の概要についてのお話でした。

マイナンバーについては、マイナンバー制度の概要と民間事業者のマイナンバーの取扱い、マイナン



バーカードのメリット、そして税務関係書類へのマイナンバーの記載を中心にお話いただきました。

特に重要な点としてマイナンバーの取扱いは特定個人情報情報の取扱いに該当する為、確定申告書を青色申告会を通じて書面にてご提出いただく場合は「特定個人情報取扱いに関する同意書」をいただくことになることでした。

後半の所得税の改正については会員の皆様に関係する部分を中心にお話いただきました。

最後に高橋局長から「青色だより」11月号に掲載された給与支払報告書の様式の変更等についての説明があり、講習終了となりました。

一時間半の講習でしたがご参加いただきました皆様にはマイナンバー制度についてより理解を深めていただけたかと思えます。

最後になりますがお忙しい中2日間に渡り講師を務めていただいた田口上席調査官とご参加いただきました皆様に感謝申し上げます。

武藤

## 青年部主催「家で簡単にできる蕎麦打ち体験」開催

平成28年10月25日(火)青年部主催による「蕎麦打ち体験」を開催しました。今回で4回目でしたが初めて青色申告会館で開催し、昼の部と夜の部で合計7名の方にご参加いただきました。講師は青年部の紙谷副部長でした。

用意した材料は蕎麦粉と中力粉と少量の水、そして使う道具もボウル、鍋、麺棒などご家庭で用意できるものです。

蕎麦打ちの手順は「水回し」「練り」「のし」「たたみ」の4つの段階があります。注意するところは「練り」のところの水を一度に入れすぎないでしっかりと生地を作るところです。皆さん問題なくしっかりと生地を作り上げました。

次に生地を広げ麺棒を使って伸ばします。程よい大きさに広がったら麺棒に生地を巻きつけて転がし正方形を作ります。何度か巻きつける部分を変えますが、ここは手順を間違えると正方形にならないので紙谷副部長と一緒に行いました。

その後仕上げの「たたみ」の段階になります。再び打ち粉をふって奥から2回たたみ、包丁で細切りしていきます。



切った蕎麦を用意した大きな鍋で一人ずつ茹でて食べました。一から作った蕎麦です所以大家格別だったと思います。

ご参加いただいた皆さんにはお土産として自宅でも蕎麦打ちができるように1回分の材料をお渡ししました。

蕎麦打ち体験は来年以降も継続して開催する予定ですので今回ご都合が合わなかった方もご興味がありましたら是非ご参加ください。

最後になりますがご参加いただきました皆様に感謝申し上げます。

武藤



# 半世紀以上続いた自転車屋さん！ その極意は、技術力と借金にあった！ セキモトサイクル 関本忠男氏を訪ねて



今回の局長の訪問日記は、当  
会事務所で使用する自転車を購入  
し、納品の際に二代目の関本  
忠男氏から「半世紀以上自転車  
屋をやっているけど初めて事務  
所から買ってくれた」という言葉  
が頭に残り、また、手作りの運  
搬車を拝見しましたら、無性に  
取材に行きたく思い、今回の取  
材となった次第です。

関本氏は、昭和10年生まれの  
山梨県上野原のご出身で、子供  
の頃からモノ作りが好きな少年  
だった。



関本さんご夫妻

昭和36年に武蔵関駅近くの関  
町に開業、当会には、昭和37年  
にご入会頂きました。

本場に長きに亘り、自転車屋  
さんを経営されましたが、ご自  
分では、「営業力はなく、技術屋  
である」と。とにかくお客さん  
は、満足してもらいたい一心で仕  
事をされた。ということでした。

それが、リピーターとなって、ま  
た口コミで、セキモトさんに行っ  
たら何とかしてくれるというこ  
とで、遠くからお客さんが来  
てくださるということでした。

(旦那さんにはない営業力は、奥  
様がカバーされていたのかな)。

大型店に対抗するには、技術  
力で勝つしかない。勿論、自転  
車技士(組立の資格)、安全整備  
士の資格があり、昔は、試験官  
も経験され、大型店では修理出  
来ないところを、持ち込まれた  
りするというところで、技術力が  
実を結んだ半世紀だった。それ

と、「借金の連続で、昔は、金融  
機関がどんどんお金を貸してく  
れる時代であった。その借金が  
あつたから、仕事が続けられて  
今に至っているのかな」と、勿論  
借金は一度も滞納がなかった。

という。穏やかな忠男氏の性格  
から、頑固さも滲み出るお話を  
した。

今は、借金も終わり、機械い  
じりの好きな息子さんの武男氏  
に代を譲り、少々のんびりムー

ドのようであったが、趣味が仕  
事というから、まだまだ、熱意  
を感じるお話をした。

もうひとつの趣味は、何処へ  
でも自転車で行かれるというこ  
とで、北海道から九州まで、最  
後に行かれたのは、息子さんと



息子さんの武男さん

「しまなみ海道」を渡ったとの  
こと。親子仲の良いことも世代  
交代が上手くいった要因かな。

息子さんからお話を伺うと、  
二十歳くらいから後を継ごうと  
決意されていた。というから、お  
父さんの後ろ姿を見ていたので  
しようね！

最後に、お忙しいなか取材に  
快くお引受け頂き、色々とお気  
遣い頂きました関本ご夫妻、息  
子さん感谢您申し上げます。  
生涯現役で頑張ってください。  
高橋

## マル経融資のご案内

～小規模事業者経営改善資金～

- ※融資限度額：2,000万円
- ※返済期間：運転資金7年以内  
設備資金10年以内

平成29年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

- 利率：1.16% (平成28年11月16日現在)
- ※担保・保証人不要(保証協会の保証も不要)
- ※他に練馬区の利子補給40%(3年間)
- ※利用できる方：従業員20名以下  
(宿泊業、娯楽業以外の商業・サービス業は5名以下)
- ※1年以上事業を行っている方
- ※飲食業の設備資金も利用可能

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出されますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

**窓口専門相談** 本相談は、経営に関する相談に限定しております。会員・非会員の方問わず利用できます。

**【法律相談】** 毎月第1金曜日  
午後1時～4時(30分単位)  
相談員：弁護士 相談無料

**【税務相談】** 1月～3月 毎月第1～第4火曜日  
(3月第4火曜日除く)  
4月～12月(8月休)毎月第2火曜日  
午後1時～4時(30分単位)  
相談員：税理士 相談無料

**【問い合わせ先】** 東京商工会議所練馬支部  
練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 4F  
区民・産業プラザ内  
TEL:3994-6521 FAX:3994-6589

練馬区関町東二一十七  
セキモトサイクル  
☎Fax 03-39299-2952